（6）設計材料単価の運用

項　　目	内　　容
1．適用範囲	この設計材料単価は、国営土地改良事業等における一般的な施工条件の工事費積算に使用するために定めたものであるので、通常取引の大口価格（物価調査機関発行図書掲載基準）以外の工事積算においては、適用できない。
2．地域区分	この設計材料単価の地域区分は、鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の９区分とし、各事業地区において該当する地域単価を適用する。
3．荷卸条件	この設計材料単価は、特別の記載がない限り大型車のトラックの乗り入れが可能な場所とした現場着単価である。
4．取引数量	この設計材料単価は、原則として現金決済による大口数量の取引価格である。 なお、各品目別の取引数量は、物価調査機関発行図書掲載基準に示している量を基準としているので、この数量と大幅に異なる場合は適用できない。
5．規格等について	この設計材料単価は、それぞれの規格欄に記載されている品質・規格により定めてあるので、品質・規格の異なる場合は適用できない。
6.生コンクリート・骨材・砕石・合材	生コンクリート・骨材・砕石・合材に係る夜間割増（PM10:00～AM5:00）、小型割増（4ton 車以下）については、「建設資材決定上の留意事項」「生コン・骨材・砕石・合材状況表」を参考に積算する。
7．電気料金	電気料金は、各電力会社の供給約款から下記により算定しているものである。 (1)基本料金（kwh/h）当たり 1)低圧電力　50kw 未満　　基本料金一年以上：基本料金 2)高圧電力　50kw～500kw 未満　基本料金一年未満：基本料金（×α） ・α：臨時割増（電力各社約款による） (2)使用料金（kwh）当たり 1)低圧電力　50kw 未満 使用料金一年以上：(夏季×３＋その他季×９）÷12＋燃料費調整額 2)高圧電力　50kw～500kw 未満 使用料金一年未満：その他季（×α）＋燃料費調整額 ・α：臨時割増（電力各社約款による） ・料金期間 ①その他季（10/1～6/30） ②夏季　　(7/1～9/30)
8.機械機具賃料について (1)長期に賃料機械を使用する場合の割引	長期割引については、下記の補正開始日（ａ）から長期割引とする。 $\text{補正開始日(a)} = \dfrac{\text{保証日数（b）×割引後の運転（供用）１日当たり賃料}}{\text{割引前の運転（供用）１日当たり賃料}}$ 補正開始日（ａ）：少数以下を四捨五入し、整数とする。 保証日数（ｂ）　：保証日数：１ヶ月間で運転を保証する日数
9．消費税について	この設計材料単価は、消費税を含まない単価である。